

筆界特定の手続に関する通知

下記1の筆界特定の手続について、不動産登記法第140条第1項の規定に基づく下記2の関係人に対する下記3の通知を、同法第140条第6項の規定により準用する同法第133条第2項の規定により掲載する。

令和8年6月29日

水戸地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和6年第30号

対象土地 水戸市千波町字御茶園2906番1
水戸市千波町字御茶園2907番

手続番号 令和6年第31号

対象土地 水戸市千波町字御茶園2906番1
水戸市千波町字御茶園2906番1先道
路

2 関係人の氏名又は名称

ゴースルめぐみ

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る意見聴取等の期日の開催の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。